

静岡県消防設備保守点検協同組合

組合だより



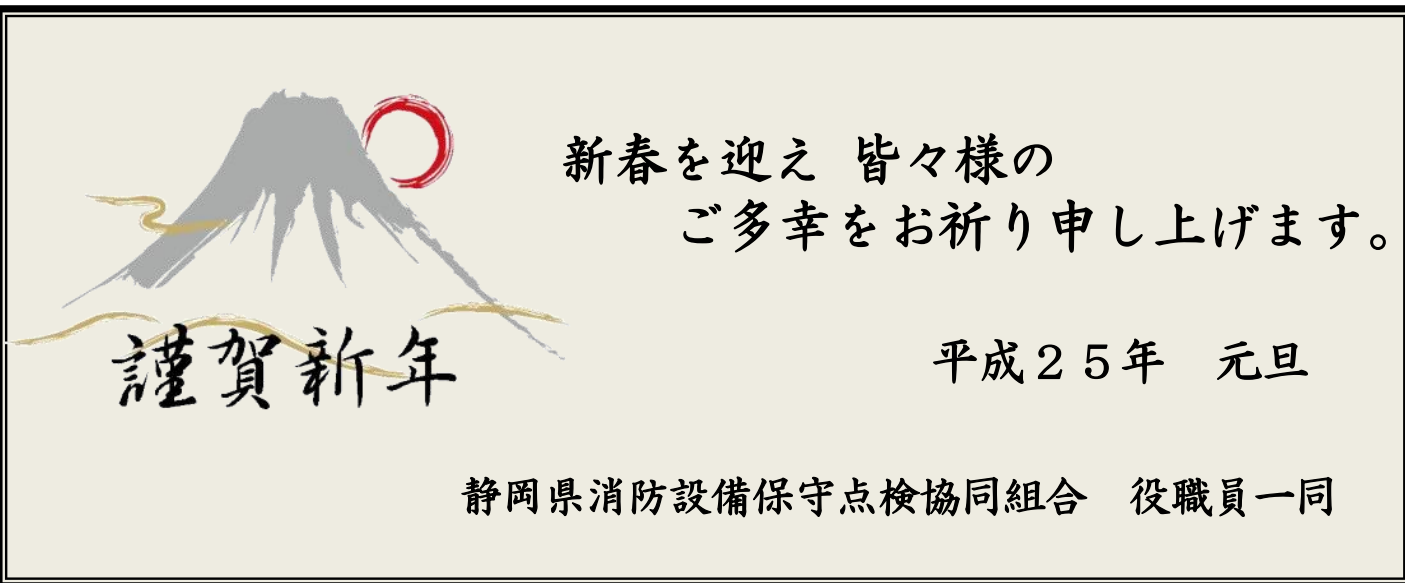
第 6 号 (新春号)

発行:平成 25 年 1 月 1 日
住所:静岡市駿河区南町 5 番 3 号
TEL:054-287-5091
FAX:054-287-5092
E-mail:syoubougyou-k@mti.biglobe.ne.jp
HomePage:http://www.siz-sba.or.jp/syob-k/

私達は 法令遵守を行動指針に

消防設備の保守点検を通じて 住民の安心と安全を追求します。

一人では不可能でも みんなで共同すれば 一括大括り発注に対応できます。



◆◆◆ 理事長年頭挨拶 ◆◆◆



組合員の皆様には、お健やかに清々しい新年をお迎えのことと、心よりお慶び申し上げます。また、旧年中は組合業務の各般にわたりご協力頂きましたこと、厚く感謝申し上げます。

昨年組合では、中部支部管内において、新たに複数の県立高等学校グループ消防設備保守点検業務を共同受注することが出来ました。こうした共同受注業務の拡大を踏まえ、6月には組合執行体制の強化を図るべく新たな員外理事として吉川顧問弁護士を選任、8月には「幹事会社の権限」や「従前に組合員が点検していた既設点検先を受注した場合の取り扱い」等についての一部改正を臨時総会を開催し決定するなど、共同受注事業の履行について、より一層の円滑・万全な実施体制の整備をいたしました。

現下の社会経済情勢は、外では、尖閣諸島に端を発した領土問題や、内では、東日本大震災復旧や原発問題等々で依然として厳しい環境が続いており、我々中小企業者はじわじわとその体力がそがれてきております。

平成25年を迎え、この大変な時代を生き延びるためにも、相互扶助理念に基づく組合活動の充実強化の重要性を再認識し、特に、中部地区支部管内での2年目継続受注には力を入れながら共同受注のさらなる拡大を目指し、組合員の皆様と一緒に力を合わせ、全力投球をして行こうと、気持ちを新たにしております。

結びに、この新しい年が、組合員の皆様にとって、素晴らしい飛躍の年になりますことを祈念申し上げ、また、旧年以上のご理解とご協力をお願い申し上げ、新年のご挨拶といたします。



新年を迎えて

静岡県危機管理部

危機管理監代理

長尾一郎



平成23年3月に発生した東日本大震災から2年目を迎える年となりました。

各方面においては、新たに、また、これまで以上に地震対策や津波対策が進められているところです。これらの多くはハードウェアによる対策である場合が多く見うけられます。もちろん、重要施設の耐震化や避難施設の整備を充実させることは防災対策では有効なものであることはだれもが認識していることです。

しかしながら、これらハードウェアは、適切な維持管理が後年度にきちんと行われることで完成されるものです。

次に起こる大規模地震への備えとして、限られた予算を新たな施設や設備の整備に振り向ける算段を検討する一方で、その後の数年間、数十年間にわたる維持管理やそれを支える人材の確保など、ついつい、軽く扱われてしまいがちなものです。

もちろん、後年度負担を恐れて、真に必要な設備投資を断念することもできないことです。このような対策を講じるにあたっては、そのようなバランス感覚が求められてきているのです。

組合員の皆様におかれましても、今年も気を引き締めて、このような課題に鋭意に取り組んでいただきたいと思います。



「新年を迎えて」

浜松市副市長

伊藤篤志



明けましておめでとうございます。皆様におかれましてはつつがなく新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

静岡県消防設備保守点検協同組合及び組合員の皆様には、長年にわたり消防用設備等の保守点検、設備施工等を通じ、市民生活や経済活動における防火安全対策に多大な貢献をされており心より感謝申し上げます。

昨年は、中央自動車道のトンネル天井板崩落事故、旧式エレベーターのトラブルによる人身事故など、施設・設備の不適切な管理に起因する痛ましい事故が全国的に多数おきました。

本市でも、天竜区内、国道473号原田橋を支えるケーブルに損傷が見つかり、幸い落橋事故や人身事故には至りませんでした。市民生活や経済・観光面で大きな影響が生じました。(現在は、応急補修により一部制限付きで通行可能で新橋建設に向け準備中)。

戦後、我が国は経済の高度成長や人口急増とともに、様々な建築物や道路・橋梁といった社会資本の整備が進みました。しかし、形あるものはいずれその寿命を迎えることとなります。その一方で、大変厳しい経済環境の中で、すべてを新しいものに更新することは難しい状況にあります。あるものを、安全に長寿命化していくためには、常日頃からの保守点検、維持管理が大変重要となります。

同様に、建築物に付帯する消防用設備等も時の経過とともに劣化します。火災が発生した際に不備があり、大きな被害につながった痛ましい事例も度々耳にします。常時使うものではありませんが、いざという際、人の命に直結するものですので万全の備えが必要です。

「後悔先に立たず」とならぬよう、改めて「備えあれば憂いなし」「転ばぬ先の杖」の意味を噛みしめ、身を引き締める思いで新年を迎えております。

結びに、静岡県消防設備保守点検協同組合の益々のご発展と、今後も、適正な消防用設備等の機能を保持するために組合員の皆様にご尽力いただきますことをお願い申し上げ、新年のご挨拶といたします。

◆◆◆ 組合からのお知らせ ◆◆◆



・静岡県及び県内市町関係の平成25年度庁舎等消防設備保守点検業務入札に際して、昨年度に続き、組合員の従業員数及びその資格者証・健康保険証の写しの提出が想定されます。

このため、1月下旬頃、個別組合員毎に、平成24年7月1日以降の**(総括表)**と**様式第1号[従業員・免状調べ]**を送付し、平成25年3月1日見込みでの前回データの見え消し修正及び加除の調査をしますので、御協力をお願いします。

資格者証・健康保険証の異動も、そのコピーを調査報告時に合わせご提出下さい！

****お願い****



受注の為に「資格者証と健康保険証の写し」の提出はとても重要です。不鮮明な場合、返却、再提出をもとめられます。スムーズな手続きがとれますよう、鮮明で正確なお取扱いをお願いいたします。今回より、新規の方、記載事項に変更がある場合のみご提出いただきます。

(総括表)

区分	正規従業員 総数	うち 技術従業員	資格種別			消防設備士	点検資格者	電気工事士	特殊電気工事士	専門技術者	自家発電
			消防設備士 特類~7類	点検資格者 特殊~2種	電気工事士 1種、2種						
A社	〇〇人	〇人	(様式 第1号の 計)	△人	▽人	□人	◆人	◎人			

(総括表) 平成24年7月1日以降 組合全体

41社合計	502	342	816	366	119	289	194	107	14	21
-------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	----

様式第1号[従業員・免状調べ]

区分	氏名	資格免状の種類																
		消防設備士							点検資格者				電気工事士		特殊電気 工事士	専門技術者	自家発電	
		特 類	1 類	2 類	3 類	4 類	5 類	6 類	7 類	特 殊	1 種	2 種	1 種	2 種				
A社	a男			1		1	1	1			1	1		1				
A社	b男	1				1				1	1	1						1
A社	c女							1			1	1						

* 合計は表計算で、事務局でも集計しています。

様式第1号[従業員・免状調べ] 平成24年7月1日以降 組合全体

41社合計	342人	6	97	47	58	256	80	221	51	4	178	184	34	85	14	21
-------	------	---	----	----	----	-----	----	-----	----	---	-----	-----	----	----	----	----

◆◆◆ 官公需共同受注の留意点 ◆◆◆

官公庁施設は住民の貴重な公有財産であり、その維持管理には万全を期さなければなりません。そのため、その維持管理業務委託は厳しい監視・監督体制が執られ、殊に、法令遵守は官公庁組織の性質上からも徹底されております。

組合員は、こうしたことを十分に認識し、法令順守を行動指針に、安全な保守点検に心掛けてください。

組合の消防設備点検の流れ

事前に

- ご担当者様と、日時、手順などについて綿密に打合せを行います。
- 施設内の職員や利用者に対し、点検実施予定をお知らせします。



実施時に

- 点検従事者は、いつでも、資格者証、健康保険証、点検に必要な器具を提示できるようにしておきます。

健康保険証の提示は、平成 22 年度から、静岡県における消防設備点検業務委託において、業務再委託の未然防止を徹底するため、入札参加資格要件である「自社社員」の確認事項として定められています。



- ご担当者様には、適正な点検を行っていることのご確認をお願いします。

終了時に

- 消防用設備が正常監視状態に復元されていることを確認します。
- 適正点検実施の証として点検済証（ラベル）を設備に貼ります。
- 点検票にて、結果報告します。
- 不良箇所があった場合は、速やかに改修計画を提案します。
- 点検の結果、経年劣化による不具合発生の可能性や補修用部品が入手困難で修理不可などに該当する消防用設備が設置されている場合には、機器リニューアルの計画を提案します。



消防設備点検結果報告書の一覧表に記載する点検者は、一つの防火対象物の点検業務に従事した資格者を全員記載します。平成 23 年 12 月 28 日付消防庁通達（予防課）の質疑応答において、「点検者全員記載は自明であり、その場合の様式としては様式第 3 の点検者一覧表の利用をして良い。」との見解が示されました。

注) 点検業務に従事した資格者全員記載については、平成 22 年 11 月 8 日総務省消防庁予防課に「自明である。」ことを確認済み。

消防長又は消防署長が適当と認めた場合、1 年を経過したもの（原則は 3 年）については、点検票に代えて、点検結果総括表、点検者一覧表及び経過一覧表を保存するだけで良いことになっています。



『新年を迎えて』

静岡市議会議員 石上 颯太郎



平成25年の輝かしい新春を迎え、謹んで新年のお慶びを申し上げます。
静岡県消防設備保守点検協同組合の組合員の皆さまには、日頃より、消防用設備等の保守点検専門事業者として、適正な保守点検業務の実施、地域社会の安心・安全等に多大な貢献をされており深く感謝申し上げます。

貴組合は、平成6年7月、県下の中小消防設備保守点検業者に対する公的機関の消防設備保守点検業務を中心とした共同受注事業を実施する事業協同組合として設立され、消防防災設備への迅速かつ適切な保守点検事業を通して、火災をはじめ、事故や災害から市民の安全を守る使命を担ってきております。

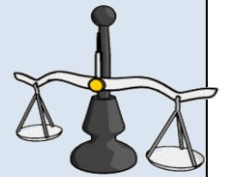
近年、防火対象物の長寿命化にともなう消防設備等の長期使用による経年劣化等の対策、建物の大型化・高層化・インテリジェント化等による防災産業構造の大きな変化、消防設備保守点検業務に対する県外業者、他業界からの参入、不良不適格業者の参入等課題も山積していると同様に、組合の基本理念である相互扶助の精神を発揮していただき、組合員が一致団結し、いかなる場合の火災発生にも確実に消防用設備が機能を発揮できますよう、日頃の適正な消防防災設備の整備、維持管理をお願いするところであります。

結びに、静岡県消防設備保守点検協同組合の益々のご発展と組合員の皆さまのご活躍、さらに、県下48の官公需適格組合のリーダー的組合として積極的に中小企業の発展、業界育成にご尽力いただきますことをご祈念申し上げ、念頭のご挨拶とさせていただきます。



◆◆◆ 組合顧問弁護士兼理事の法律メモ ◆◆◆

労使関係の新たな問題



顧問弁護士 吉川友朗
静岡法律事務所
静岡市葵区馬場町43-1
TEL 054-254-3205
FAX 054-253-5009

新年あけましておめでとうございます。本年もよろしくお願ひ致します。
さて、今回は、労使間の新たな問題についてお話したいと思います。この背景にあるのは、個々人の権利意識の高まりと雇用形態の多様化です。こういった点を背景にした新たな問題の一つとしては、有期労働契約の問題があります。この点については、平成24年8月10日に労働契約法が改正されましたので、改正点を理解して下さい。まず一点目は、有期労働契約であっても、同契約が5年を超えて反復更新された場合、労働者からの申込みによって、有期労働契約が無期労働契約に転換されることになりました。但し、原則として、6か月以上の空白期間がある場合は、空白期間前の契約期間は通算しないことになっています。二点目は、有期労働契約における期間が満了した場合であっても、有期労働契約の反復更新により無期労働契約と実質的に異なる状態で存在している場合、または有期労働契約の期間満了後の雇用継続につき、合理的期待が認められる場合には、雇い止めが客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められないときは、有期労働契約が更新（締結）されたものとみなされることになりました。これは、いわゆる雇い止めに関し一定の法的な規制を設けた判例（裁判例）の明文化です。三点目は、有期労働契約労働者の労働条件が、期間の定めがあることにより無期労働契約労働者の労働条件と相違する場合、その相違は、職務の内容や配置の変更の範囲等を考慮して、不合理と認められるものであってはならないものとされました。

以上のように、従来は、有期労働契約についての法的規制は緩やかなものでしたが、労働契約法の改正によって、法的規制が強まりましたので、有期労働契約についても、改正の趣旨に沿った就業規則や労働契約の改正が必要となりますので、ご注意下さい。



◆◆◆ 理事会報告 ◆◆◆

平成24年度第5回理事会を平成24年12月19日(水)に開催しました。

当日は、「共同受注事業の点検結果報告書の記載方法」や「会計事業年度の見直し」等について審議しました。



当組合は官公需適格組合です!!

官公需適格組合とは、中小企業組合の中で「地方公共団体等発注業務の受注に対して特に意欲的で、かつ受注した契約は十分に責任を持って履行できる体制が整備されている組合である。」と、中小企業庁（経済産業省）が証明するものです。

当組合は、平成13年11月16日から認定されています。

証明基準には、共同受注規約及び共同受注委員会の設置、共同受注に関する検査体制や役員と担当組合員の連帯責任体制の確立等が要件とされます。



静岡県消防設備保守点検協同組合員事業所名簿(平成25年1月現在)

会社名	代表者	住所	電話	会社名	代表者	住所	電話
広伸防災(株) 本社	飯塚 史洋	富士市川成島	0545-63-2178	セルコ(株) 本社	西川 昌宏	浜松市東区	053-463-1341
沼津支店	鈴木 広昭	沼津市大岡	055-923-3363	掛川営業所	松下 隆弘	掛川市藺ヶ谷	0537-22-0119
鈴与技研(株) 東部営業所	岩崎 四郎	沼津市大諏訪	055-941-6481	(株)タナカ総合	田中 誠次	浜松市西区	053-543-9723
ニッセー防災(株)	土谷 直人	裾野市佐野	055-992-5213	中部防災工業(株)	松坂 博史	浜松市北区	053-438-3081
(株)アオイテレテック	宇式 三郎	静岡市駿河区	054-286-1256	電通システム(株)	木下 敏彦	浜松市南区	053-441-3911
アロウ防災	矢澤 勝美	焼津市小川	054-624-0818	東海消防技研(株)	佐藤 誠	浜松市中区	053-463-5601
エイ・エス・エス(株)	佐野 靖浩	静岡市駿河区	054-203-7161	東海防災(株)	中村 仁志	浜松市中区	053-474-2627
静岡ニッタン(株)	山口 礼弘	静岡市駿河区	054-281-2161	(有)豊田消防設備	金原 勝彦	磐田市東貝塚	0538-36-0119
消防機材山治	福井 隆幸	静岡市葵区	054-247-0779	中村サービス(有)	中村 哲正	浜松市南区	053-442-1603
鈴与技研(株) 本社	杉山 和幸	静岡市駿河区	054-281-3311	日興電気通信(株) 本社	堀部 莞爾	浜松市北区	053-439-1125
関防災設備	関 貴之進	静岡市清水区	054-351-1557	ニッコウプロセス(株)	堀部 莞爾	浜松市北区	053-439-1122
セルコ(株) 静岡支店	水野 裕章	静岡市駿河区	054-288-2210	(株)日本防火研究所	市川 章一	浜松市東区	053-461-1373
(株)タピア	湊 宏治	静岡市葵区	054-248-6466	(有)袴田防災設備	竹内 宏行	浜松市浜北区	053-587-1373
日興電気通信(株) 静岡営業所	堀部 成治	静岡市駿河区	054-266-6762	浜松総合防災設備(株)	伊藤 直人	浜松市中区	053-465-4664
(株)日本防災システム	大島 至了	島田市中河町	0547-35-2001	(有)富士電機浜松	小池 浩司	浜松市東区	053-464-1183
花村消防設備	花村 英樹	静岡市葵区	054-277-3194	(合)藤屋設備	岩成 真央	浜松市東区	053-432-6996
(株)ピーティーエス	坪井 政春	静岡市清水区	054-388-9989	フタバ防災研究所	中田 道孝	浜松市浜北区	053-587-3225
平尾設備	平尾 鎌平	静岡市清水区	050-5204-4084	防災設備社(株)	萩内 博志	浜松市東区	053-423-0119
宮澤電池産業(株)	宮澤 成章	静岡市葵区	054-247-1211				
明幸電業	鈴木 秀幸	静岡市駿河区	054-256-2878	理事長	西川和宏	セルコ(株)	
(有)石垣防災	石垣 益年	浜松市浜北区	053-587-5699	副理事長	杉山和幸	鈴与技研(株)	
(有)エイト・エス・イー・エム	町田 政晴	掛川市亀の甲	0537-24-0407	副理事長	堀部莞爾	日興電気通信(株)	
(有)エス・イー・エフ施工サービス	寺田 岳人	磐田市白拍子	0538-35-8520	専務理事	中澤慎作	事務局長兼務	
北沢防災設備(有)	北沢 昇	浜松市浜北区	053-586-4100	理事	飯塚 勝	広伸防災(株)	
北島電設	北島 誠	浜松市東区	053-433-5303	理事	吉川友朗	静岡法律事務所	
サイトウ防災	齋藤 至	浜松市中区	053-474-3837	監事	宇式三郎	(株)アオイテレテック	
三興電機(株)	村串 守啓	浜松市中区	053-436-5111	監事	土谷直人	ニッセー防災(株)	
鈴与技研(株) 西部営業所	神谷 典秀	掛川市本所	0537-27-2331	事務局職員	鷺巣節子		
西遠消防機具(株)	松井 清海	浜松市浜北区	053-586-4456				